

平成20年1月25日

要綱（骨子）に対する意見

（社）被害者支援都民センター

この意見書においては、要綱（骨子）の第一「被害者等による少年審判の傍聴」について意見を述べさせていただきます。

1 犯罪被害相談員として

私たちが支援をしております方々は、犯罪により被害を被った当事者でありながら、国や社会による十分な支援を提供されることなく、取り残されてきた方々です。

（社）被害者支援都民センターでは、その方々が、被害に遭う前の平穏な生活を一日も早く取り戻せるようにと考え、その時期に応じた適切な支援を実践しております。この審議会では、支援を通して気づくことのできた被害者の厳しい実状をお伝えすると共に、支援の現場でお聞きする被害者の方々の切実な願いを代弁させていただいております。

私たちは、加害少年の保護・育成について異議を唱える者ではありません。

しかし、犯罪被害相談員として、日々支援活動を行う中で「何故、当事者でありながら蚊帳の外に置かれ、必要な情報も得ることができないのか。苦しい思いは自分だけにしてほしい。」という多くの被害者の声を聴いています。

このような被害者の声を真摯に受け止めた上での、少年の保護・育成であってほしいと切に願っております。

2 少年審判の傍聴について

始めに「被害者等による少年審判の傍聴」は是非認めていただきたいと思います。今まで、私たちが行ってきた支援の経過の中で、事件直後、真実が見えず、何も分からないが故に、自分を責めるしかない心境に追い込まれた被害者に数多く接してきました。一方で、裁判で意見陳述や証言を行うことで、被害体験を受け入れることができ、その後の第一歩を踏み出すことが出来るようになった被害者も沢山いました。

被害者が被害からの回復をはかるためには、大切なかけがえのない家族の生命を奪った加害者がどのような人間であるのか、どのような状況で事件が起きたのか等、真実を知ることがとても重要です。

被害者にとって、加害者を見ることに、不安や苦痛が伴わないわけではありません

が、裁判に関わり、被害者としての役割を果たすことができたと思えた時、被害者の自尊心の回復や、自責感の軽減をもたらすこととなります。

今まで少年審判においては、被害者には何の選択肢も与えられてはいませんでした。少年法の理念や、非公開という原則の基に、当事者としての当然の権利さえ諦めざるを得ない状況であったと思います。

民事裁判を起こす際に、事件の記録の閲覧と謄写が可能であったとしても、全文が見られるわけではなく、被害者の要望は無視され、少年ばかりが保護されている状況に、「かえって傷ついてしまった。」と訴える被害者も少なくありません。

昨年12月より「更生保護における犯罪被害者等の方々のための新しい制度」が実施されています。その中に「意見聴取制度」という項目があり、加害者の仮出所や仮退院について意見を述べるができるという内容が含まれていますが、顔も見たことがない、反省している様子もわからない加害少年に対して、被害者は納得のいく意見を述べることはできません。

被害を受けた後、被害者が、日常生活を取り戻し、心理的な困難を克服し、社会との信頼関係を回復していく過程は、簡単にできることではありません。

被害者が、回復の第一歩を踏み出すためには、「少年審判の傍聴」は不可欠だと思います。

是非「被害者等による少年審判の傍聴」を認めて下さい。

なお、犯罪被害相談員の立場から、対象犯罪について、傷害を生命に重大な危険を生じさせた場合と限定せず、重大な障害を負わせた場合とし、および強姦事件、重大な強制わいせつ事件も対象としていただきたいことをお願いいたします。